のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
13　「（令和　　年　　月　　日）」には、なるべく提出する日を記載する。
14　訂正によつて請求項の数が変更するときは、「４　代理人」の欄の次に「５　訂正後の請求項の数」の欄を設けて、訂正後の請求項の数を記載する。
15　第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「４　代理人」の欄の次（「５　訂正後の請求項の数」の欄を設けるときは、その欄の次）に「５　国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。
16　第23条第１項において準用する特許法施行規則第９条の３第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
17　第23条第１項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第２項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。
18　訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を記載する。
19　とじ方は、左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
20　添付した訂正した明細書又は実用新案登録請求の範囲については、訂正により記載を変更した個所に下線を引かなければならない。

様式第14の２（第21条の２関係）

【書類名】　既納登録料返還請求書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【実用新案登録番号】
【返還請求人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【返還原因】
【納付年月日】
【納付済金額】
　【納付年分】　第　年分から第　年分
　【納付金額】
【適正納付金額】
　【納付年分】　第　年分から第　年分
　【納付金額】
【返還請求金額】
【返還金振込先】
　【金融機関名】
　【口座種別】
　【口座番号】
　【フリガナ】
　【口座名義人】
（【返還の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【加算金額】）
【提出物件の目録】
　【物件名】
〔備考〕
１　「【実用新案登録番号】」の欄には、「実用新案登録第○○○○○○○号」のように実用新案登録の番号を記載する。
２　「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る登録料を納付した者を記載する。
３　「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
４　「【返還請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
　【返還請求人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　【返還請求人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　【代理人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】